

米国株式、再び急落

UBS House View - CIO Alert

米国株式市場は24日、急落した。S&P500種株価指数は3.1%下落し、終値で過去最高値を付けた9月20日からわずか数週間で9.4%値下がりとなり、年初来の上昇分を相殺した。債券相場は上昇し、米10年国債の利回りは6ベーシスポイント(bp)下げて3.11%で取引を終了した。

株価下落が数週間前に始まって以来、市場では米国の金利上昇や世界経済減速、関税による業績圧迫などへの懸念が根強い。同日発表された経済指標の内容も弱く、投資家心理をさらに冷え込ませた。さらに、著名政治家やテレビ支局にパイプ爆弾が送りつけられる事件も起きており、投資家の懸念を強めている。

欧州では企業の景況感の先行指標でもある10月のマークイット購買担当者景気指数(PMI)が予想を下回る結果となった。貿易をめぐる懸念も景気先行きの不透明感を加速しているようだ。米国のマークイットPMIは事前予想を若干上回ったが、9月の新築住宅販売件数が市場の予想を下回り、米国の金利上昇が需要の重石となっているとの懸念が強まった。

全体としては、米国の7-9月期(第3四半期)の企業利益の伸びは堅調と我々は予想している。S&P500種構成企業は、好調な国内経済を背景に増収率は7~8%、増益率も23~24%になると見込んでいる。だが、今年上期の業績発表とは異なり、米企業の中にはすでに、世界経済の一部で見られる景気軟化の影響を受け始めているものもある。特に、欧州や中国の自動車市場、そしてサイクルの短い資本財市場の一部ではその傾向が顕著である。

しかし、米国の国内経済と企業収益の先行指標は引き続き良好であり、我々は米国が間もなく景気後退入りする可能性があるとは考えていない。2019年については、企業利益は、ペースこそ減速するものの、引き続き成長を持続すると予想する。さらに、中国の政策当局も景気刺激に舵を切っており、今後数カ月のうちに効果が現れるだろう。

上記で指摘したリスクを鑑みても、過去1カ月における米国株式の10%近くの下落は行き過ぎだと考える。加えて、米国およびグローバル株式のバリュエーションは、2016年2月以来の水準に低下している。その結果、株式のリスク調整後リターンは以前よりも魅力が増している。よって、我々は、戦術的資産配分においてグローバル株式の小幅のオーバーウェイトを維持する。

Mark Haefele, UBS AG

免責事項と開示事項

本レポートは、UBS CIO ウェルスマネジメントリサーチ(UBSAG またはその関連会社)が作成しました。本レポートは、UBS 証券株式会社(以下、「当社」)のほか、その業務委託先である UBS 銀行東京支店を通じて配布されることがあります。本レポートは情報提供のみを目的としたものであり、投資やその他の特定商品の売買または売買に関する勧誘を意図したものではありません。本レポートに掲載された情報や意見はすべて当社が信頼できると判断した情報源から入手したのですが、その正確性または完全性については、明示・黙示を問わずいかなる表明もしくは保証もいたしません。本レポートに掲載されたすべての情報、意見、価格は、予告なく変更される場合があります。UBSAG(以下、「UBS」)および UBS グループ内の他の企業(またはその従業員)は随時、本レポートで言及した証券に関してロングまたはショート・ポジションを保有したり、本人または代理人として取引したりすることがあります。あるいは、本レポートで言及した証券の発行体または発行体の関連企業に対し、助言または他のサービスを提供することもあります。一部の投資は、その証券の流動性が低いためにすぐには現金化できない可能性があり、そのため投資の価値やリスクの測定が困難な場合があります。先物およびオプション取引はリスクが高いと考えられ、また、過去の実績は将来の運用成果等の指標とはなりません。一部の投資はその価値が突然大幅に減少する可能性があり、現金化した場合に損失が生じたり、追加的な支出が必要になったりする場合があります。また、為替レートの変動が投資の価格、価値、収益に悪影響を及ぼす可能性があります。当社は、お客様固有の投資目的、財務状況、ニーズを考慮に入れることはできません。金融商品・銘柄の選定、投資の最終決定は、お客様ご自身のご判断により、もしくは、自ら必要と考える範囲で法律・税務・投資等に関する専門家にご相談の上でのお客様のご判断により、行っておりますようお願いいたします。

本レポートが英文で作成されている場合は、英語での内容をお客様ご自身が十分理解した上でご投資についてはご判断していただきますようお願いいたします。

金融商品取引法による業者概要及び手数料・リスク表示

商号等：UBS 証券株式会社金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2633 号

加入協会： 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会

当社における国内株式等の売買取引には、ウェルスマネジメント本部のお客様の場合、約定代金に対して、最大 1.00%(税抜)、外国株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.25%(税抜)の手数料が必要となります。ただし、金融商品取引所立会内取引以外の取引(店頭取引やトストネット取引等の立会外取引、等)を行う場合には、個別にお客様の同意を得ることによりこれらの手数料を超える手数料を適用する場合があります。この場合の手数料は、市場状況、取引の内容等に応じて、お客様と当社の間で決定しますので、その金額等をあらかじめ記載することはできません。インベストメント・バンク部門のお客様については、お客様ごとの個別契約に基づいて手数料をお支払いいただくため、手数料の上限額や計算方法は一律に定められておりません。国内株式等の売買取引では手数料に消費税が加算されます。外国株式の取引には国内での売買手数料の他に外国金融商品市場での取引にかかる手数料、税金等のお支払いが必要となります。国により手数料、税金等が異なります。株式は、株価の変動により損失が生じるおそれがあります。外国株式は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。不動産投資信託は、組み入れた不動産の価格や収益力などの変化により価格が変動し損失が生じるおそれがあります。

当社において債券(国債、地方債、政府保証債、社債、等)を当社が相手方となりお買い付けいただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外国債券は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

当社における投資信託のお取引には、直接的にご負担いただく手数料として申込手数料があり、申込代金に対して上限 3.00%(税抜価格)です。間接的にご負担いただく手数料として運用報酬(信託報酬)があり、各ファンドの平均純資産額の年率 2.34%(上限)(ファンドごとに異なりますので、各ファンドの目論見書または販売用資料をご覧ください。)およびその他費用がある場合があります。その他の費用は、保有期間等によりご負担が異なりますので、表示することができません。投資信託は組み入れた有価証券の価格や為替相場などの変化により価格が変動し、損失が生じるおそれがあります。

外貨建て有価証券を円貨で受払いされる場合にかかる為替手数料は、主要通貨の場合、当社が定める基準為替レートの 1%または 1 円のどちらか大きい方を上限とします。非主要通貨の場合には、基準為替レートの 2%を上限とします。

本レポートは、資産クラスや市場に関する参考情報の提供を目的としており、特定の商品の取引を想定したものではありません。本レポートに記載されている資産クラスや商品群には、当社または業務委託先である UBS 銀行東京支店で取り扱っていないものも含まれています。

金融商品仲介等業務を行う登録金融機関

商号等：ユービーエス・エイ・ジー(銀行)東京支店 登録金融機関 関東財務局長(登金)第 605 号

加入協会： 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

©2018 無断転載を禁じます。UBS はすべての知的財産権を留保します。UBS による事前の許可なく、本レポートを転載・複製することはできません。また、いかなる理由であれ、本レポートを第三者に配布・譲渡することを禁止します。UBS は、本レポートの使用または配布により生じた第三者からの賠償請求または訴訟に関して一切責任を負いません。